

# 令和8年度「自動運転技術導入により誰もが安心して住み続けられるしまづくりモデル（仮称）」の構築に向けた支援業務 仕様書

## 1 業務名

令和8年度「自動運転技術導入により誰もが安心して住み続けられるしまづくりモデル（仮称）」の構築に向けた支援業務

## 2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月16日

## 3 履行場所

沖縄県多良間島等

## 4 業務目的

本業務は、高齢化・過疎化が進む地域において、高齢者等の移動支援、地域の活動支援を目的とした持続可能な公共交通サービスを低廉かつシンプルな自動運転により実現することを目的とする。その実現に向け、令和8年度は、現行法令の整理と規制緩和に向けた協議、地元主体の専門員育成体制の構築、事業成立性の検討等を通じて、財政規模の小さな島においても成り立つ公共交通の「自動運転技術導入により誰もが安心して住み続けられるしまづくりモデル（仮称）」の構築に役立て、県内離島・過疎地域への展開を目指す。

※「低廉かつシンプル」とは、地元自治体・住民の協力（自動運転車両の運行経路には駐車しない、自動運転車両を優先する等のルールづくりと順守）により、自動運転車両に追い越し等ができる高度な自動運転制御ではなくシンプルなものにする。運行委託は行わず、地元自治体自ら運行し、監視や簡単なトラブル等に対応。

## 5 業務内容

### (1) 計画準備

契約後、速やかに業務実施体制を整え、第1回打ち合わせに先立ち、業務全般を見通し、業務の要点を確認し、業務計画書を作成する。

### (2) 県内外事例等の整理・分析

#### ア 規制緩和関連

自動運転レベル4実現に向けた基準・規制への特別対応事例の整理・分析

#### イ 地元人材・体制関連

地元人材を活用している事例や地域ぐるみの運行支援の背景・仕組みの整理分析

(3) 法令等整理及び関係機関協議

沖縄県が推進する「低廉でシンプルな無人運行」の実現に向け、関連する道路運送車両法、道路交通法、および道路運送法に基づき必要となる許可申請や変更登録の制度内容を確認整理する。

特に道路交通法に関しては、「走行環境条件」の付与申請に向けた安全設計を作成する必要があることを踏まえ、道路運送車両法令が定める「自動運行装置の保安基準」に、現在の車両がどの程度適合しているか（遵守状況）を詳細に確認する。

この確認の結果、道路交通法の条項を遵守することが難しいと判断される場合は代替りの安全対策など特別な対応について関係機関と協議を行い、内容について確認整理を行う。

(4) 低廉かつシンプルな無人運行に向けて地域ルールの規制緩和モデル素案（以下、素案という。）の作成及び現地調査

(3)の協議において多良間独自の運用等となる項目をとりまとめ、素案として整理する。また、素案に対して地域ルールの社会受容性や遵守状況を確認するため現地調査を実施する。

(5) 低廉かつシンプルな無人運行に向けて地域ルールの規制緩和モデル案（以下、モデル案という。）の作成

(4)の素案に対して、(4)の現地調査結果や実現性、スケジュールを整理の上、別途発注する業務で実施予定の検討委員会や住民等の意見等を踏まえ、モデル案を作成する。

(6) 自動運転レベル4に向けた地域ルールの「規制緩和モデル案実施計画」及び「多良間村条例案」の作成

(5)のモデル案の実現に向けて地元関係機関等と協議を行い、「規制緩和モデル実施計画」を作成する。また、法律の範囲内で多良間村条例案の作成を行う。

(7) 地元人材育成の体制構築と関係機関調整

地元人材育成実施計画に基づき、村役場、関連団体、地元工場、地域住民、システム保守管理者等との連携体制を確立するための調整を行う。

(8) 事業成立性等の検討

自動運転実証実験中におけるバス及びカートの運賃や料金收受方法の検討を行う。また、無人化後のバス及びカートの運賃や料金收受方法の検討を行う。検討に際しては、他府県事例及び周辺市町村の事例を参考とするとともに、実証中及び実装後の各段階におけるランニングコスト等事業成立性について分析する。

加えて、検討した運賃や料金收受方法について、住民へ周知と意見収集を2回程度実施する。意見収集結果や検討の進捗を周知するなど住民理解を深める。



## 8 積算について

### (1) 経費の区分

ア 直接人件費

イ 直接経費（謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、その他必要経費）

ウ 一般管理費＝（人件費＋事業費）×10/100 以内

### (2) 直接経費として計上できない経費

業務内容に照らして当然備えるべき機器・備品等

## 9 著作権等

委託業務に係る成果品（調査等において収集した資料等を含む）は、沖縄県企画部交通支援課に帰属する。ただし、委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

また、沖縄県企画部交通支援課の許可を受けずに、委託業務に係る成果品を他に公表、貸与、使用してはならない。

## 10 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費

イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

<その他、簡易な業務>

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

11 他業務との連携について

沖縄県企画部交通支援課の指示に基づき、関連する業務と相互に連携し遂行すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載の無い事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通支援課及び受託者で協議の上、決定する。
- (2) 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに氏名及び役職等を報告すること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、必要に応じ、県及び関係機関との打ち合わせ協議を実施する（WEB でも可）場合、打ち合わせの内容は認識共有のため議事録を作成し、県の確認を得ること。